

議案第76号 三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

1. 趣旨

令和3年7月1日施行の三田市自家用有償旅客運送条例について、藍地区（岩倉区・波田区・藍本庄区・日出坂区・曲り区・北摂武庫グリーンタウン地区）の住民を対象に、自家用有償旅客運送を実施するため、運行路線等（第2条）の別表第1及び使用料（第6条）の別表第2を変更するものです。

2. 改正内容

- ① 運行路線等について別表第1（第2条関係）を改正します。（部を追加）

別表第1（第2条関係）

路線	起点	主な経由地	終点	対象地域
省略				
乙原小野線	小野小学校区 (三田市立学校の通学区域に関する規則(昭和34年三田市教育委員会規則第1号)別表小野小学校の項に規定する校区をいう。以下同じ。)内又は有馬富士共生センター	乙原又は小野地内	小野小学校区内又は有馬富士共生センター	小野小学校区
<u>藍本線</u>	<u>藍本地内</u>	<u>藍本若しくはつつじが丘北2丁目地内、藍市民センター又はJR藍本駅</u>	<u>JR相野駅</u>	<u>藍本</u>

② 使用料について別表第2（第6条関係）備考以外の部分を次のように改正します。

別表第2（第6条関係）

区分		金額
藍本線	大人	400円
	小人	200円
	障害者等	200円
藍本線以外	大人	200円
	小人	100円
	障害者等	100円
幼児		無料

3. 関係法令

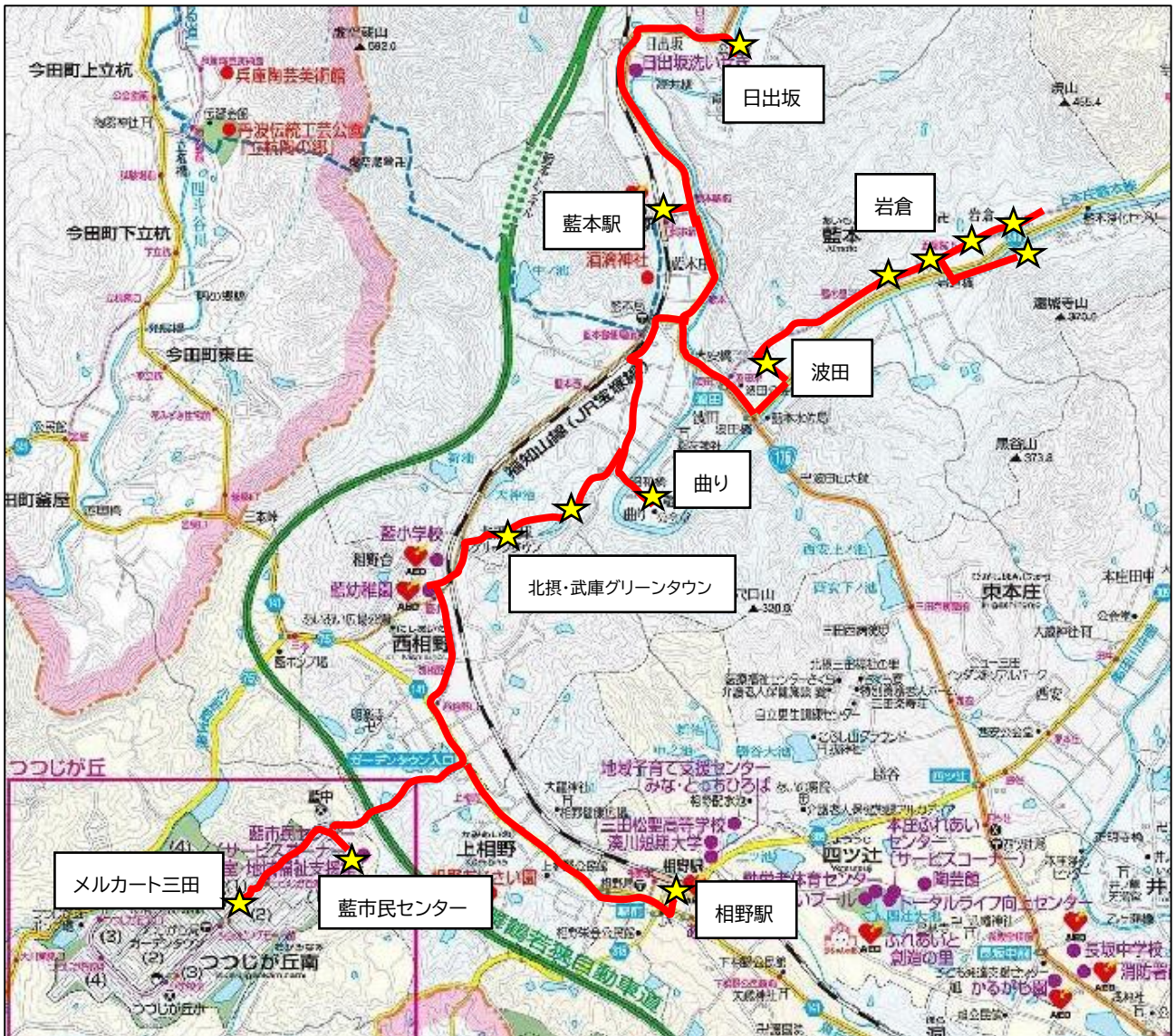
道路運送法（第79条）

道路運送法施行規則（第49条第1項第1号）

4. 施行期日

令和6年10月1日

<運行ルート図>



<運行概要>

(1)	実施主体	三田市
(2)	運行管理	NPO 法人 ボランティアアユート (三田市より運行委託)
(3)	運行形態	定時定路線型
(4)	運行日	週3日
(5)	運行便数	4便/日
(6)	対象地域	藍地区 (岩倉区・波田区・藍本庄区・日出坂区・曲り区・北摂武庫グリーンタウン地区)
(7)	運賃	大人 400 円、子供 200 円、幼児無料、障害者等 200 円